

留萌市議会災害時対応マニュアル

2017年8月

1 はじめに

留萌市議会は、留萌市議会基本条例第24条に定める「危機管理」については、留萌市地域防災計画に規定する災害や留萌市国民保護計画に規定する緊急事態に対して、議会が対応する内容を定め、留萌市議会危機対策会議に関する規程により行動することとしています。

このマニュアルは、大規模地震、台風等風水害、土砂災害などの様々な「危機管理事案の発生時」における初動期の行動マニュアルです。

2 初期行動

(1) 議員は連絡体制の確立をする

・議員は、連絡体制を確立するため、議長へ自らの安否と所在を連絡する。

※別紙 連絡フロー①

(2) 地域の一員としての活動をする

・議員は、地域における市民の安全の確保、避難所への誘導又は避難所に対する支援を行うなど、地域の一員として共助の取り組みが円滑に行われるよう努める。

・自らが町内会の防災担当となっている場合や消防団等に従事の場合は、それらの業務を優先し行動する。

(3) 被災情報等の収集し報告する

・議員は、地域における被災状況、市民の要望等の情報収集に努め、必要に応じて議長（議会事務局）に報告する。

3 議長不在時の代行順位

議長が不在の場合の代行順位は次のとおりとする。

副議長 → 議会運営委員長

4 災害等発生時の対応

(1) 議会（委員会等）開催中

・議長（委員長）は、災害の状況に応じて「休憩」「延会」の宣言をするとともに、議場または委員会室からの避難を指示する。

・傍聴者がいる場合には速やかに避難指示等を行う。

・議員控室に在室中の議員の安否を確認する。

・議会事務局は、災害・被害状況の把握に努め、議長（委員長）に報告をする。

・議長（委員長）は必要に応じて「危機対策会議」の参集を各議員に指示する。

(2) 勤務時間外及び議会閉会中、市外にいる場合、市外で遭遇した場合

①「自らの安否、所在、連絡方法等」について議長に連絡する。



②議長に連絡がつかないときは副議長へ連絡する。



③議長副議長に連絡がつかない場合は議会事務局（局長）へ連絡する。

- ・①から③のいずれにも連絡が取れない場合には、市役所警備室（代表 0164-42-1801）に連絡し、受理者に「氏名、安否、所在、連絡方法等」を伝える。
- ・議員から連絡が無い場合には、事務局から指定の電話番号に連絡し、安否を確認する。
 なお、自身が被災やけがなどで搬送される等、連絡ができない場合には家族等から議会事務局に連絡する。家族の被災、住居被害の場合も同様とする。

(3) 視察対応時

①他自治体からの視察受入れ時

- ・災害遭遇した場合には、自身と視察参加者の安全を確保し、状況を議会事務局に連絡する。
- ・状況により視察を中止するなど視察団代表者と協議を行う。なお、市災害対策本部が設置の場合視察対応を中止する。

②各常任委員会や会派での市外視察中に留萌市の災害発生情報を得た場合

- ・随行者または代表者は(2)により連絡をし、指示を受けるものとする。

③各常任委員会や会派での市外視察中に被災、災害遭遇した場合

- ・②と同様とする。

(4) 議会事務局の動き

- ・議会事務局職員は、動員指示による出勤や夜間、休日における自主参集または自宅待機をし、市長部局の動向に従い、その指揮下に入り行動する。
- ・災害発生時の職員参集は以下となる。

① 災害対策本部が設置され、動員指示による参集（所管の伝達経路）

本部長(副本部長)→ 総務部長(統括) →各部長 →課長 →係長 →係員
 (局長) (次長)

② 夜間、休日等における出勤規準による自主参集

配備態勢	参集者	備考
第1 非常配備	局長、次長 (課長職以上)	その他の職員は待機
第2 非常配備	局長、次長、係長	その他の職員は待機
第3 非常配備	局長、次長、係長、係員	全員

- ・自主参集の目安となる気象状況は、別紙「動員指示による出勤」・「夜間、休日における自主参集」の判断基準を参照に自己判断とする。
- ・自主参集の判断には、様々な媒体による情報や被害状況の目視からも自己判断する。
 なお、災害発生時には通信状態が確保できない場合もあり、議会事務局職員は連絡がない場合でも、別紙「動員指示による出勤」・「夜間、休日における自主参集」の判断基準を参考に行動する。

※市災害対策本部における配備については、「非常配備編成計画書」による。

5 市災害対策本部が設置された場合の行動

- (1) 議員は地域における被災状況の把握と避難支援に努める。
 - ・避難所が開設された場合には運営に関しての積極関与。
 - ・高齢者、独居世帯、体が不自由な人の避難支援。※上記の行動は、自身と家族の安全が確保できる場合とする。
 - ・地域における活動（例：泥、廃材、ごみなどの障害物の除去 等）の実施。
 - ・応急対応の要望等の情報を収集する。（復旧優先度があるため情報の収集のみに努める）

- (2) 議会事務局職員は市災害対策部の指揮下に入る
 - ・対策本部が設置された旨を議長に連絡する。（市がタイムラインによる災害対応を講じる場合も同様とする。）
 - ・これまでに得た情報や被害状況等を議長に報告する。
 - ・議長は、直接（または事務局職員に指示し）、各議員に情報提供を行う。※別紙 連絡フロー②

- (3) 危機対策会議の招集
 - ・議長は、必要に応じて危機対策会議を招集し、議会としての対応を協議する。
 - ・議長は、危機対策会議の開催ができないときは、直接（または事務局職員に指示し）、各議員に情報提供を行うことができる。
 - ・議長は、各議員から報告された案件を危機対策会議で整理し、必要に応じて議会事務局長（支援部長）を通じ、対策本部に報告する。なお、この場合において早急に対応が必要な案件を発見の場合やそれらの情報を把握した時には、議会事務局長を通じ対策本部に報告する。
 - ・市災害対策本部が災害対応に専念できるように議員から当局への要望は、危機対策会議において整理し報告する。直接、案件要望等を行わない。
 - ・危機対策会議は市災害対策本部が廃止となった場合には解除する。

6 議会の再開

- ・災害状況の応急作業の終了、災害復旧が概ね終了した場合には、執行部と協議のうえ議会を再開する。なお、議場が損壊等により使用できない場合には代替施設を確保できずからとする。
- ・市災害対策本部の復旧活動が本格化した場合、議員は通常の活動に戻るものとする。
- ・復旧や応急活動に伴う予算については速やかな審議を行う。
- ・国、北海道、その他関係機関に対して、市と連携し災害復旧等の要望活動を行う。

その他

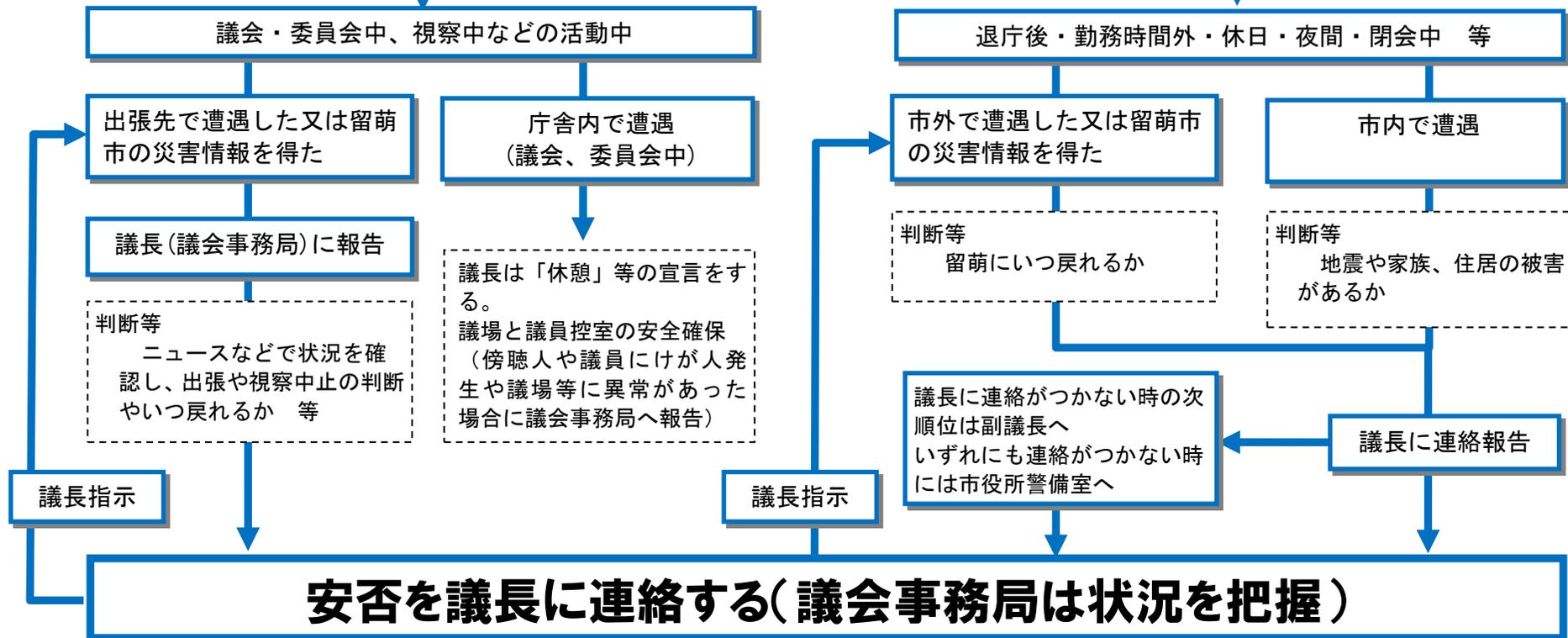
議会は、災害発生時における留萌市議会を含めた留萌市の対応を検証するとともに、防災訓練等への積極参加、地域の防災、避難所のあり方と設備、防災備蓄品等などの災害対策について、先進自治体の事例などを研究し、防災への認識を深め災害に備える。

連絡フロー① 議員→議長(議会事務局)

- ・市内においての災害発生や市外で災害に遭遇したときには、議員は安否確認を議長(事務局)へ連絡する。
- ・退庁後、勤務時間外、休日、議会閉会中のときも同様とする。

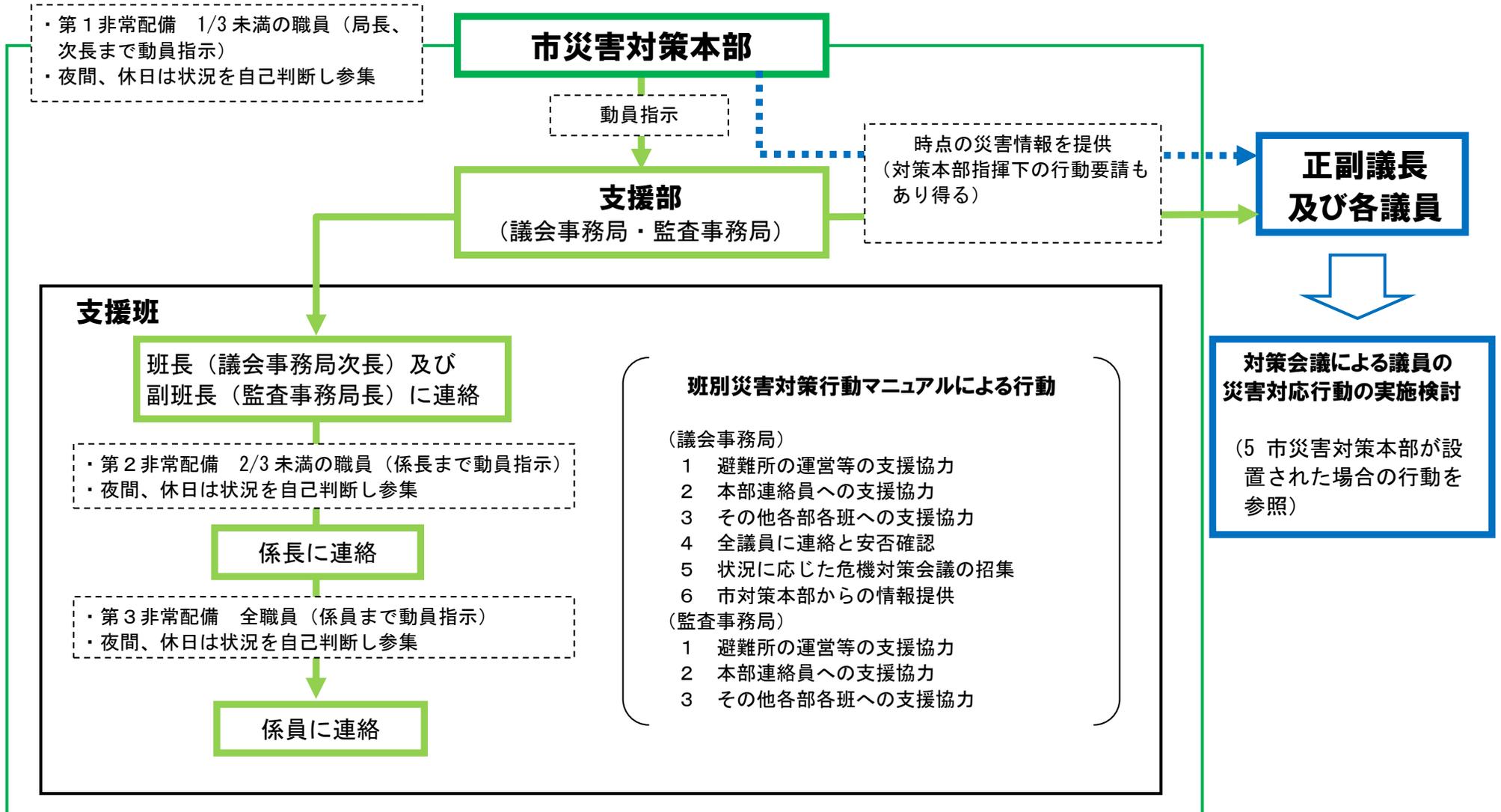
災害に遭遇したら

災害の発生や遭遇した時には“自身と家族の安否・住居の安全確認と確保”を第一として行動



連絡フロー② 災害対策本部→支援部(議会事務局、監査事務局)→支援班

- ・災害対策本部設置となる気象状況は「震度5弱以上・津波警報・広域的な災害等の発生・相当規模の災害等・風水害による被害発生・交通遮断等の雪害、その他重大な危機管理事案の発生」の場合で第2非常配備となる。
- ・職員は、「動員指示があった場合」又は「夜間、休日等における自己判断」により参集する。



参考

留萌市危機対策指針（平成20年11月策定）に基づく危機事案

目的

留萌市における危機管理の基本的な考え方を定め、危機管理体制の強化と総合的な危機対処施策の推進。

対象となる危機（事件・事故）

- (1) 市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害、事件、事故等
 - ※ 自然災害（地震、風水害など）
 - ※ 事件（振り込め詐欺、金属盗難など）
 - ※ 事故（列車転覆、船舶事故、大規模火災など）
 - ※ 武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態
 - ※ テロ・ハイジャックなど
 - ※ 公共施設等での事件・事故
- (2) 市民の生活に重大な被害を及ぼす事案
 - ※ 感染症（SARS、O-157、鳥インフルエンザなど）
 - ※ 個人情報の流出
 - ※ 環境汚染（土壌汚染、水質汚染、アスベスト問題など）
 - ※ 食中毒など
 - ※ 教育施設等における事件（学校、保育所など）
 - ※ 危険動物・有害昆虫（危険動物の脱走、有害昆虫の発生など）
- (3) 市の産業・経済に重大な被害を及ぼす事案
 - ※ 金融機関の破綻、風評被害など

留萌市地域防災計画との関連

危機対策方針では上記（1）から（3）の危機対応の基本的な考え方を定めており、留萌市地域防災計画における「地震災害」「風水害」「雪害」「海上災害」「林野火災」「鉄道災害」「道路災害」「危険物及びその他の災害」などについての対応、留萌市国民保護計画における「武力攻撃事態」「武力攻撃予測事態」「緊急対処事態」などについての対応を規定している。

大規模災害等

- ・本マニュアルの対象とする大規模災害等とは、留萌市地域防災計画における「地震災害」「風水害」「雪害」「海上災害」「林野火災」「鉄道災害」「道路災害」「危険物及びその他の災害」を指す。
- ・留萌市危機管理指針の対象危機（事件・事故）のうち、広い地域で市民への被害がある自然災害とするが、自然災害以外では他の災害※1の（1）のゴシック体の事件・事故も含む。

自主参集

- ・災害発生時においては自身と家族の安全確保を第一に、災害等の情報や被害状況から自己判断し、所属先または配置先に参集する。所属及び配置先への直行が困難な場合は最寄りの公共施設に参集し、各班長に連絡し指示を受ける。

関係条文

留萌市議会危機対策会議に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、留萌市議会会議規則第114条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定により設置する危機対策会議の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 危機対策会議は、おおむね次の事項を協議する。

- (1) 危機管理に関わる予防対策の調査、研究及び訓練等の実施に関すること。
- (2) 留萌市災害対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）との情報交換に関すること。
- (3) 現地調査の実施及び市民要望等の把握に関すること。
- (4) 議会からの災害対策本部等に対する要望及び提言等の決定に関すること。
- (5) その他議会としての危機管理事案に対する当面の対応に関すること。

(会議)

第3条 危機対策会議は、議長が必要と認めるときに招集する。

- 2 危機対策会議は、議長が主宰する。
- 3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。
- 4 危機対策会議は、議員全員をもって構成する。

(役員会)

第4条 第2条各号に規定する危機対策会議の協議事項について調整を行うため、危機対策会議に役員会を置く。

- 2 役員は、議長、副議長、議会運営委員長及び常任委員長をもって充てる。
- 3 役員会は、議長が主宰し、必要に応じて議長が招集する。
- 4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。

(説明のための出席要求等)

第5条 議長が必要と認めるときは、市長その他関係者の出席を求め、その説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 危機対策会議の会議は、これを公開する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、危機対策会議に諮って、その全部又は一部を公開しないことができる。

(傍聴)

第7条 危機対策会議の傍聴については、留萌市議会委員会条例の例による。

(記録)

第8条 議長は、職員をして会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これを保管する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

関係条文

留萌市議会基本条例

第7章 議会で行き組む危機管理について (危機管理)

第24条 議会は、災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穩を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長等と協力し、危機管理体制の整備に努めます。

- 2 議長は、災害等の不測の事態に備え、議員による協議又は調整を行うための組織を設置します。
- 3 議会は、災害等の不測の事態が発生したときは、その状況を調査して市民意見等を的確に把握するとともに、必要に応じ、市長又は国等に対し、提案、提言又は要望等を行います。
- 4 議員は、災害等の不測の事態が発生したときは、次のとおり対応するものとします。
 - (1) 連絡体制を確立するため、議長へ自らの安否と所在を連絡します。
 - (2) 地域における市民の安全の確保、避難所への誘導又は避難所に対する支援を行うなど、地域の一員として共助の取組が円滑に行われるよう努めます。
 - (3) 地域における被災状況、市民の要望等の情報収集に努め、必要に応じて、議長に報告します。

留萌市議会会議規則

第15章 協議又は調整を行うための場 (協議又は調整を行うための場)

第114条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下この条において「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

別表（第114条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	市政の課題、議会運営等に関し協議又は調整	全議員	議長
各派代表者会議	議会全体に関わる課題又は議会運営上必要と認める事項に関し協議又は調整	議長、副議長、議会運営委員長、会派の代表者及び議長が必要と認めた者	議長
議会四役会議	議会運営等に関し協議又は調整	議長、副議長、議会運営委員長及び副委員長	議長
委員長会議	委員会運営の基本方針及び課題に関し協議又は調整	議長、副議長、議会運営委員長、常任委員長及び特別委員長	議長
危機対策会議	大規模災害等の危機管理事案に関し協議又は調整	全議員	議長

このマニュアルは平成29年8月22日から施行する。